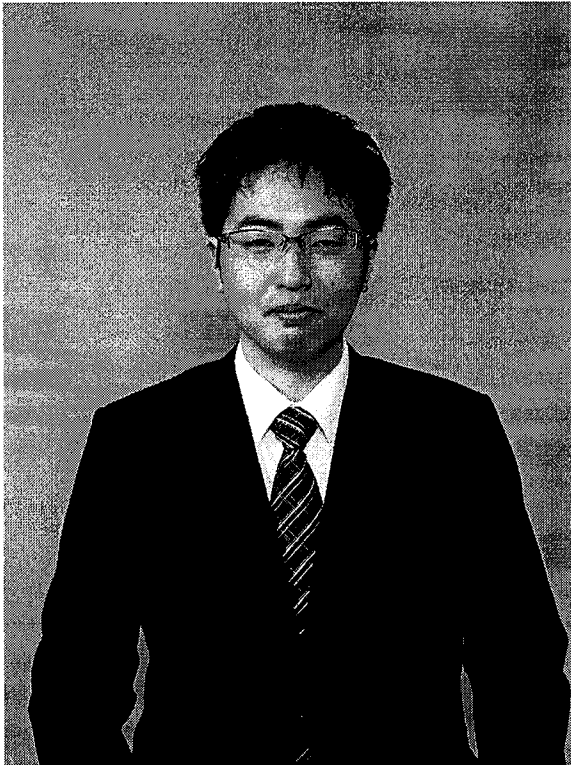


TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikai.co.jp
URL <http://www.nagatakaikai.co.jp/>

社員紹介コーナー



長崎大学経済学部出身の
草野広貴です。中学校では卓球
をし、高校ではテニスをしてい
ました。社会人になってから、
何か新しいことに挑戦したいな
と思っています。
仕事の方は、まだまだ学ぶこと
ばかりですが、優しい先輩方に
教わりながら、お客様のお役に
立てるように頑張ります。

社員からのコメント

小野：ほのぼのとした雰囲気漂わせる（少しだけ天然？）とても好感度の高い新人です。お客様からの信頼を得て、素晴らしい社会人に育つのでは？と期待しています。

中村：草野さんは私と同じ長崎大学経済学部の卒業生です。私自身、まだまだ学ぶべきことが多いので、これからお互い様々なことを勉強して、お客様のお役に立てるように一緒に頑張っていきましょう。

小方：今春、大学を卒業したばかりの社会人1年生です。いつも笑顔でとても愛嬌のある方です。真面目な性格なので先輩方の指導の下日々成長しています。

従業員の健康管理－労働安全衛生法改正のポイントは？

1.健康診断実施は企業の責任！

年度替りで、年に一度の健康診断時期を迎える企業も多いのでは？

企業は「労働安全衛生法」で従業員の健康状態を管理することが義務付けられており、違反すると50万円以下の罰金という罰則規定もあります。

健康診断は社員だけでなく、パートでも、継続1年以上の雇用見込みで、かつ、週の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上であれば受けさせる必要があります。

健康診断の種類

種類	対象となる労働者	実施時期
雇入時の健康診断	常時使用する労働者	雇い入れる際
定期健康診断	常時使用する労働者	1年以内ごとに1回
海外派遣労働者の健康診断	6カ月以上海外に派遣する労働者	派遣前及び、帰国後国内業務に就かせる際
特定業務従事者の健康診断	高熱物体や低温物体の取扱、有害放射線にさらされる業務、振動が激しい業務につく労働者	配置換えの際及び6カ月以内ごとに1回
特殊健康診断 (じん肺、石綿、有機溶剤他 の健診)	労働衛生対策上特に有害であるといわれている業務に従事する労働者	配置換えの際及び6カ月以内ごとに1回

1.もし健康診断を受けない社員がいたら？

企業は健康診断結果を最低5年間保存する義務があり、従業員50名以上の場合、労働基準監督署に提出する必要もあります。

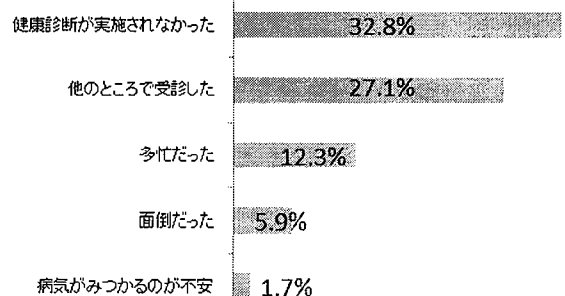
2012年度に定期健康診断を受診していない従業員は、10人に1人の割合でした。雇用形態別ではパートタイム労働者の4割が受けていないと回答しています。理由としては、健康診断が実施されなかった、他で受診した、多忙だったなど。

企業が健康診断を実施しないのは論外として、多忙や面倒だと受診しない従業員に対して、企業側は受診させておく必要があります。健康に問題のある従業員を勤務させて、万一死亡したりすれば責任をまぬがれることができません。

懲罰規定を設けたり、受診しない従業員の賞与を減額するなどの事例もあるようですが、この機会に社内の制度を見直してみてもいいのでは？

定期健康診断を受けていない割合とその理由

正社員	5.1%
契約社員	7.3%
パートタイム労働者	41.1%
派遣労働者	24.1%
臨時・日雇	11.9%



厚生労働省－2012年労働者健康状況調査より